

営業時間の変更について

兵庫県からの営業時間短縮要請により、営業時間を以下の通り変更いたします。

営業時間 (例1) 休業いたします。

(例2) 10時00分～20時00分

※酒類又はカラオケの提供はいたしません。

期間 令和3年4月25日(日)～5月31日(月)

〇〇屋〇〇店